ふるさと岩室は、遠い昔からさまざまな歴史を生み出してきました。そのふるさとの歴史を一つ一つ紹介していくページです。

その23

商工業の発展と村民生活

■今月の「ふるさと再発見」シリーズ第二十三回目の今回は、大正期の村内商工業の概況についてご紹介しましょう…。

大正期の間瀬村が漁業を中心とし、和納・岩室両村は農業を中心とした村であることは表からもわかるとおりですが、この農・漁業をなりわいの中心としたわが村でも、商工業関係者が専業、兼業をあわせて三四三戸と全戸数の約二十四%に達していました。中でも間瀬村は石工・大工などを含む工業関係者が、和納村は商業者がやや多く、岩室村は何といっても近世以来の温泉街とそこでの商業者が村のにぎわいの中心であったようです。

●職業別戸数と商工業関係者

	間瀬村		和納村		岩室村		商工関係者		
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
農業	2		236		524				
商業	20	12	14	49	24	15	58	76	134
工業	58	22	15	30	29	54	102	106	208
その他	182		51		119				
無職	173								
計	435		316		696		160	182	342

▲総戸数1,447戸、商業関係134戸、工業関係208戸
（間瀬村是、和納村是、岩室村是）

また、岩室村での工業は、附木（つけぎ）・割箸・その他の木製品製造業者七戸、清酒業者三戸、菓子製造業者三戸などが主で、大正十三年の生産額は総計九、八四四円（岩室村統計）にのぼりましたが、しかしこの生産額は、その年の岩室村総生産額九四〇、六二八円の約一%強というわずかなものでした。このことは、大正七、八年ごろの物価高騰や大正末期の不景気の中で村内の就業希望者を引き止めるに足る商工業の発展にはほど遠いものだったようです。

こうした中で、農家の副業によるワラ製品も次第に商品化されるようになりました。農家では農作業が終るとせっせとワラ仕事に従事し、来春の農作業用などの自家用品ばかりでなく、縄あみ機械などを入れて商品生産も行われました。そして大正十一年八月、西蒲原郡ワラ工品同業組合が設立され、ムシロ、縄などの品質向上規格統一をはかり、販売価格の高値を共同の力で守ろうとしていました。そのために、ワラ製品の生産・販売者は強制的に組合に加入させられたようです。それでもなお、大正十三年の岩室村のワラ製品の生産額は二、〇四三円で、村全体の生産額の〇・五%にも満たないものでした。

また、手工業者の賃金は、樋曽地区では地区の評議員会の決議によって決められていました（樋曽部落公用日記大正四年）。そこでは、男の田打作業と同額の一日に弁当持ち四十五銭、弁当なし三十銭（昼食支給）でした。酒が一升四十銭、米が一升十七銭の時代であり、賃金の安さがこのことからもうかがえます。また、職人の賃金は部落の評議員によって上から決せられ、もてる技術が評価されるというものでなく、田打ち作業と同様の単純労働として評価されていました。

そして、大正末期になり、やっと農作業の手間賃よりも職人の賃金が高く評価されるようになりました。

大正十三年、間瀬では（間瀬村勢要覧）農作業が一日九十銭に対し、屋根職・大工は一円九十銭、石工は二円十銭と約二倍も高かったようです。それに、大正十四年の岩室村では、職工が一円六十銭、飯料付で二円にもなっていました。また、この岩室村職工の賃金は、部落評議会などの規制によるものではなく、岩室村職工組合が「組合一統協議之上取極」めたものでした（職工賃金定書）。このように、このころから職人たちは共同の力で、自らの賃銭を要求し、きめる状態に変化していきました―。

（今回ご紹介した内容は、「岩室村史」の中から抜すいして掲載したものです。）

▲当時、ワラ製品の製造に使われていた機械
（歴史民族資料館所蔵）

法務局からお知らせ

来月から公図の閲覧に手数料が必要になります

来月一日から、公図の閲覧には手数料が必要となります。手数料は一枚四百円で、登記印紙で納めていただきます。

詳しくは、最寄りの法務局（巻支局☎72―2401）までどうぞ。

巻保健所管内

"きのこ講習会"

―ふるってご参加ください―

□とき…10月5日(火)午前10時～
□会場…岩室地区山林（静閑荘）
□日程…きのこ採取（午前10時）～きのこ鑑別講習会、昼食（正午～午後3時）～解散

※当日は、おいしいきのこ汁をサービス。ぜひ皆さんでどうぞ―。

岩室郵便局よりお知らせ

今月から土曜日の郵便窓口取扱を休止させていただきます。

九月四日(土)から毎週土曜日の郵便窓口取扱を休止させていただきます。

なお、速達（書留、小包を含む）、航空郵便物等の引受け及び留置郵便物の交付事務については、今までどおり取扱いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

―岩室郵便局―

■広報いわむろ 第三七七号 平成五年（一九九三年）九月一日発行（毎月一回一日発行）■発行 岩室村役場 ■編集 総務課 ■新潟県西蒲原郡岩室村大字西中八六〇（〒九五三―〇一）■☎〇二五六―八二―四一一(代) ■印刷 北洋印刷(株)